

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高齢者家賃等助成事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	山田 正枝	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	高齢者家賃等助成事業費（15-54-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠法令等	荒川区高齢者世帯住宅あっせん及び家賃等助成事業実施要綱 東京都高齢者世帯居住安定支援事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	18 年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	住宅の取壊しにより立退き要求を受けている高齢者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成し、負担を軽減することで、高齢者世帯の居住の安定を図り、以って高齢者の福祉の増進に資する。				
対象者等	区内の民間アパートに居住する ~ の全てに該当する世帯 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯であること 荒川区に引き続き2年以上住所を有していること 原則として独立して日常生活を営むことができること 世帯の前年所得が237万6千円以下であること 居住する住宅が、取壊しの立退き要求を受けていること 公営住宅等の入居申し込みをしていること 区民税・国民健康保険料の滞納がないこと				
内容	対象世帯に対し、以下の助成を行う。 新規対象世帯は助成期間を2か年とし、平成16年度末で受付終了。既対象世帯への助成は19年3月末をもって廃止する。 家賃助成金 転居前家賃と転居後家賃との差額(限度額は世帯人員、居住面積、前年度所得等により異なる) 転居一時金 契約時に要した権利金、礼金、仲介手数料の一部(新家賃の3か月分を限度) 契約更新料 更新時に要した更新料、更新手数料の一部 (新家賃助成額の2か月分を限度、ただし、旧要綱の継続世帯のみ) 火災保険料 火災保険料の一部を家主へ助成				
経過	平成3年4月 「住替え家賃助成事業補助制度」開始を受け、事業開始 平成4年4月 助成対象を「取壊し以外の立退き、街づくりに伴う転居、住環境劣悪」に拡大 平成12年4月 助成額を都基準と同内容に改定 平成12年7月 都の「住替え家賃助成事業補助制度」が「高齢者世帯居住安定支援事業補助制度」に変更となる。 平成12年9月 都の変更にあわせ、要綱改正、また18年度までの時限事業とする。 平成14年10月 対象者の条件に区民税・国保料の滞納がないことを追加 平成17年3月末 新規受付終了 家賃助成世帯の家賃適用区分 a平成12年3月31日までに開始した世帯：旧基準を適用し、助成期間は18年度末まで b平成12年4月1日から平成12年8月31日までに開始した世帯：新基準を適用し助成期間は18年度末まで(契約更新料助成も行う) c平成12年9月1日以降に開始した世帯：新基準を適用し、助成期間は2か年(契約更新料は対象外)				
必要性	平成18年度末で事業廃止				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 事務の流れ 相談、申請 審査、決定 契約、転居、一時金支給 助成開始 現況調査 契約更新(更新料支給) 年度更新認定：毎年6月に現況調査等の見直しを行う 助成金支払い：転居一時金は新規契約時、家賃ならびに更新料は四半期ごと、火災保険料は年度末に受給 対象者の指定口座に振り込む				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	38,979	33,000	28,705	29,319	22,356	16,820		
決算額(19年度は見込み)	36,669	31,725	27,940	23,756	19,759	15,658		
人件費					2,758	854		
【事務分担量】(%)					32	10		
合計(+)	36,669	31,725	27,940	23,756	22,517	16,512	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)	8,493	7,323	6,364	5,563	5,136	3,901		
その他(特定財源)								
一般財源	28,176	24,402	21,576	18,193	17,381	12,611	0	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
年度当初支給世帯数	99	97	87	78	66	53		
新規	4	4	5	4	0	0		
取消	12	14	14	16	13	8		
年度末支給世帯数	97	87	78	66	53	45		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補	家賃助成	18,966	家賃助成	15,515		
		転居一時金	0	転居一時金	0		
		契約更新料	780	契約更新料	143		
		火災保険料	13	火災保険料	16		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	家賃等助成世帯（当初）	68	56	46			

（問題点・課題）	<p>平成18年度末の制度廃止に伴い、助成金額の多い世帯への対応が必要 国・都の制度活用による高齢者の入居支援（高齢者の居住安定確保法（国）、あんしん入居制度（都）） 民間企業の身元保証保険の活用 高齢者住宅等との連携 区民税・国民健康保険料の滞納調査。滞納者への納付勧奨の実施。 受給世帯に対し公営住宅への入居申込みを勧奨するが、荒川区内への入居希望が多く、転宅が進まない。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>現制度は18年度をもって廃止されるが、高齢者の住宅対策の一環として、民間企業による身元保証保険制度の導入を検討する。</p>	<p>高齢者の民間賃貸住宅への入居の困難さは身元保証人がいないことが大きな原因であるため、本制度の活用により高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援が図れる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	平成18年度末で廃止した事業である。

（状況）	<p>17年一定（予特） 現受給者への助成継続を</p>
------	------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高齢者住宅あっせん事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	山田 正枝	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	高齢者住宅あっせん事業費（15-60-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3年度	根拠	荒川区高齢者世帯住宅あっせん及び家賃等助成	
終期設定	有 無	18年度	法令等	事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	住宅の取壊し等により転居を余儀なくされた高齢者で、自力では代替の住宅確保が困難な高齢者世帯に対し、宅建協会荒川支部の協力を得て転居先等を紹介し、高齢者世帯の住宅の確保と生活の安定を図る。				
対象者等	区内の民間アパートに居住する ~ の全てに該当する世帯 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯であること 荒川区に引き続き2年以上住所を有していること 賃貸借契約に定める賃料を納入できる見込みのあること 原則として独立して生計を営むことができること 身元保証人の得られること 当該転居が、家賃の滞納等自己の責めに帰すべき事由によるものではないこと				
内容	宅建協会荒川支部作成のリストにより、区内の不動産業者や物件情報を提供するとともに、高齢者が入居したアパートの家主に対して居室整備費用を助成する。 住宅整備費用 1件 20,000円 機器設置の助成 自動消火装置 30,900円 火災報知器1台につき 15,500円 ガス安全システムの設置 42,000円				
経過	平成10年4月1日 児童福祉課、障害者福祉課と三者共通であった要綱を、それぞれ対象物件に合わせて別個に制定 平成11年4月1日 要綱改正 本人に対する権利金の助成を廃止 平成12年4月1日 要綱改正 住宅あっせん協力員に対する謝礼廃止 宅建協会荒川支部に住宅あっせん依頼 平成14年4月 宅建協会荒川支部への協力委託金廃止 平成14年10月1日 要綱改正 宅建協会荒川支部への協力委託契約条項削除				
必要性	平成18年度末で事業廃止。 今後も、宅建協会荒川支部作成のリストや「高齢者円滑入居賃貸住宅」（（財）東京都防災・建築まちづくりセンター作成）等で空室情報の提供を行う。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 希望地域の不動産業者の紹介、空室情報の提供。 高齢者入居世帯の家主に対して、手すりや火災警報機器等の設置経費の一部助成を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	286	62	42	40	40	40		
決算額（19年度は見込み）	122	40	0	0	0	0		
人件費					603	342		
【事務分担量】（%）					7	4		
合計（+）	122	40	0	0	603	342	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	60	31	0	0	0	0		
その他（特定財源）								
一般財源	62	9	0	0	603	342	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	登録決定世帯	14	9	6	11	0	0	
	取り下げ世帯	5	3	0	2	0	0	
	契約世帯数	13	7	4	4	0	0	
	年度末支給世帯数	2	2	2	5	0	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用						
	負担金補	居室等整備費用	0	居室等整備費用	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	あっせん登録決定世帯数（当初）	11	0	0	0	0	

（問題点・課題）	<p>保証人の無い高齢者からのあっせん依頼や低所得による転宅希望、訴訟中の一時転居希望、虐待からの忌避転居など対象外の依頼が多く、業務内容が生活相談やケースワークへと変化している。 宅建協会とのあっせん委託協定が廃止され、独自のアパート物件もないため、適切な事業効果を期待できず、相談者の要望との落差が大きい。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
現制度は18年度をもって廃止されるが、高齢者の住宅対策の一環として、民間企業による身元保証制度の導入を検討する。	高齢者の民間賃貸住宅への入居の困難さは身元保証人がいないことが大きな原因であるため、本制度の活用により高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	平成18年度末で廃止した事業である。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高齢者民間住宅入居支援事業	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	大和田 志全	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	高齢者民間住宅入居支援事業（16-10-94-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠法令等	荒川区高齢者民間住宅入居支援事業要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が民間賃貸住宅に入居する際に、入居に当たっての連帯保証人を立てられない場合、民間保証会社の家賃等債務保証制度を利用した場合における保証料を助成することにより、高齢者の住宅確保を容易にし、居住の安定を図る。				
対象者等	ひとり暮らしの高齢者または高齢者及び60歳以上のみの世帯 荒川区に引き続き1年以上居住していること 区内の民間賃貸住宅へ転居し、かつ、連帯保証人を立てられないこと 自立した生活を営め、家賃の支払いができること 緊急連絡先があること 世帯の前年所得が、一般世帯に適用される都営住宅に入居するための所得基準以下であること 特別区民税及び国民健康保険料を滞納していないこと				
内容	補助対象経費 民間保証会社と保証委託契約を締結した際に支払った初回保証料 補助率 10/10 補助限度額 50,000円 19年度予算規模 @50,000円×50世帯=2,500,000円				
経過	高齢者が民間賃貸住宅へ入居する際に、連帯保証人が立てられないことにより、入居できない場合がある。そこで、高齢者の民間賃貸住宅への入居を円滑にするために本事業を実施する。				
必要性	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 保証会社との保証委託契約を締結した際に支払った初回保証料の領収書に基づき、助成を実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額							2,500	
決算額（19年度は見込み）							500	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	500	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源							2,500	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	助成件数(19年度は見込み)							10

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金					補助金	2,500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	助成者数				10	15	19年度は開始初年度のため、他区の実績から推計

（問題点・課題分析）	平成19年度の新規事業であり、制度の実効性をあげるためにも、対象者への周知が重要である。
他区の実施状況	（実施 11 区 未実施 11 区） 補助率 1/2(品川、中野、世田谷、北、豊島)、10/10(大田、文京、新宿、渋谷、千代田) 限度額 5万円(品川、太田、文京、渋谷、千代田)、2万円(世田谷)、1万5千円(中野、北)、1万円(豊島)、新宿(単身:3万6千円、2人以上:4万5千円)

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	B	高齢者が住み慣れた地域において住宅を確保するため、必要な事業である。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (長寿慶祝の会)	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	依田 泉子	内線	2 6 7 5
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	社会福祉協議会事業補助(15-72-33-01)				
事務事業の種類	新規事業 (19年度 18年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 35 年度	根拠法令等	長寿慶祝の会実施計画書		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会に要する経費を助成することによって、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表するとともに、長寿を祝う。				
対象者等	区内在住の満75歳以上の高齢者				
内容	<p>「敬老の日」に高齢者をサンパール荒川大ホールに招待し、式典と演芸による「長寿慶祝の会」を開催するとともに、来場者に対し、記念品を贈呈する。</p> <p>内 容：一部 式典、国歌斉唱、主催者挨拶、高齢者代表挨拶、来賓挨拶（紹介）、花束贈呈 二部 演芸</p> <p>平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成18年9月18日(月) 10時00分から3回実施 ・第1回 10時00分～11時25分 南千住・荒川地域 来場者数1,172人(対象者数 6,361人) ・第2回 13時00分～14時25分 町屋・日暮里地域 " 906人(対象者数 6,574人) ・第3回 15時30分～16時55分 尾久 地域 " 717人(対象者数 5,033人) ・ 来場者数計2,795人(対象者数計17,968人) ・記念品 榮太樓の飴 (@380*3,000=1,140,000) 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和35年 社会福祉協議会主催、第1回長寿慶祝の会を地域別に午前・午後の2回開催。区は事業を補助し共催実施。90歳以上の高齢者9名に記念品を贈呈した。 ・平成13年度 75歳以上の高齢者人口の増加を踏まえ、これまでの2回開催を3回開催に変更した。 ・平成14年度以降、地域別にて3回開催 				
必要性	地域社会に長年貢献してきた高齢者を招待し、感謝の意と長寿を祝うものであり、地域の高齢者が楽しみにしている行事である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	2,490	3,312	3,052	2,829	2,577	2,570	2,549
	決算額(19年度は見込み)	2,379	2,552	2,414	2,322	2,275	2,279	2,549
	人件費					1,034	1,025	
	【事務分担当】(%)					12	12	
	合計(+)	2,379	2,552	2,414	2,322	3,309	3,304	2,549
	国(特定財源)							
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,379	2,552	2,414	2,322	3,309	3,304	2,549	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	対象年齢	75	75	75	75	75	75	75
	対象者数	14,387	15,270	15,882	16,855	17,390	17,816	18,166
	来場者数	2,779	2,794	2,809	2,808	2,760	2,827	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		補助金	会場使用料	120	会場使用料	143	会場使用料
	演芸委託料	600	演芸委託料	600	演芸委託料	600	
	手話通訳者謝礼	18	手話通訳者謝礼	18	手話通訳者謝礼	18	
	看板作成費	76	看板作成費	76	看板作成費	75	
	付帯設備使用料	100	付帯設備使用料	51	付帯設備使用料	75	
	参加者記念品	1,158	参加者記念品	1,140	参加者記念品	1,400	
	消耗品等	203	消耗品等	251	消耗品等	218	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	来場者数	2,808	2,760	2,827	2,900	3,000	来場者数実績
	参加率	16.7%	15.9%	15.9%	15.9%	-	来場者数 ÷ 75歳以上人口 × 100

(指標分)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は年々増加し、会場の収容能力も限界に近づきつつあるため、実施方法の検討が必要。 ・区主催のお祝い会に対して喜びを感じている高齢者は少なくないが、一方で、町会や各単一高齢者クラブ等で敬老のお祝い会を実施しており、この事業の実施内容等を検討する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討									
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: center;">改善により期待する効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施方法、実施内容等の見直しを検討する。</td> <td>より多くの高齢者が参加し、楽しむことができる。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		改善により期待する効果	実施方法、実施内容等の見直しを検討する。	より多くの高齢者が参加し、楽しむことができる。				
	改善により期待する効果								
実施方法、実施内容等の見直しを検討する。	より多くの高齢者が参加し、楽しむことができる。								

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	実施方法や内容等を見直す必要があり、当面、現状の規模で実施する。

(状況)	議会の要旨
------	-------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム措置	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川重夫
		担当者名	北川 孝行	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	養護老人ホーム措置(16-05-33-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	41 年度	根拠法令等	老人福祉法第11条第1項	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（事情のある場合は65歳未満）の者で低所得者。				
内容	<p>養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では都内・近隣の28施設に約90名を入所措置している。</p> <p>[措置要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上 ・経済上、環境上（家庭環境等）の理由により居宅において生活することが困難な者 ・介護認定を受けていない者 <p>[措置手続]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所申請受理 ・実態調査（訪問・面接） ・入所判定委員会 ・入所（立会い・移送） <p>[入所判定委員会の構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師2名（舳松医院長、日野クリニック長） ・養護老人ホーム（千寿苑）施設長 ・荒川区保健所長 ・福祉高齢者課長 ・老人福祉指導主事（高齢者サービス調整係長） ・老人福祉担当者（ケースワーカー） 				
経過	昭和41年より、老人福祉法11条を根拠に実施。 平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日 養護老人ホーム（千寿苑）開設。（60床 荒川区枠は17床） 平成18年4月より、法改正で外部の介護保険サービス併用可（将来的にはケアハウスの形態に転換）				
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	事項名	（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	156,211	187,280	183,237	176,567	183,606	184,396	183,147
	決算額（19年度は見込み）	145,349	174,412	182,697	176,276	178,248	165,473	183,147
	人件費					12,929	11,529	
	【事務分担量】（%）					150	135	
	合計（+）	145,349	174,412	182,697	176,276	191,177	177,002	183,147
	国（特定財源）	62,436	75,837	75,198	76,366	（補助廃止）	（補助廃止）	（補助廃止）
	都（特定財源）	15,621	23,898	24,999	24,755	（補助廃止）	（補助廃止）	（補助廃止）
	その他（特定財源）	20,185	20,719	22,248	19,197	18,359	15,768	19,496
	一般財源	47,107	53,958	60,252	55,958	172,818	161,234	163,651
実績の推移	措置件数	76	87	91	88	89	85	
	措置施設数	22	22	23	22	22	22	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
	委託料	支払代行事務	582	支払代行事務	547	支払代行事務	563
	扶助費	措置費	177,666	措置費	164,926	措置費	182,584

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	措置件数（年度末入所者数）	88	89	85	88	-	
	措置実施施設数	22	22	22	22		

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己判断で退所する事例が増えている。 ・身体状況から特別養護老人ホームの入所が適当となった場合に、社会的入院を解消しすみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
被措置者との対面指導を強化する。	自己判断による退所を抑止する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法定措置事務であり、現状の規模で実施する。

議 況 （要 旨 問 状）	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	依田 泉子	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	理美容サービス事業費(16-10-12-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	51 年度	根拠	ねたきり高齢者理美容サービス券支給要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	（平成15年4月1日改正）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅のねたきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の清潔と健康の保持に資する。				
対象者等	区内に住所を有する在宅ねたきり高齢者で、要介護4又は5と認定された者。その他、区長が認めた者。				
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービスを提供する。 年間支給枚数 (1)当該年度の 4月から 5月までの認定者 6枚(5月支給) (2)当該年度の 6月から 7月までの認定者 5枚 (3)当該年度の 8月から 9月までの認定者 4枚 (4)当該年度の10月から11月までの認定者 3枚 (5)当該年度の12月から 1月までの認定者 2枚 (6)当該年度の 2月から 3月までの認定者 1枚 支給方法：4、5月認定者には、5月に民生委員を通じて配付。その他は、福祉高齢者課で配付する。 経費内訳：一枚の委託料 2,950円（出張料：1,000円、理美容代：1,900円、手数料経費：50円） （自己負担金1,900円）				
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。平成4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の実施に伴い巡回入浴時の同時理髪を廃止。 1回当たり1,900円（非課税者半額）を自己負担とした。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、自己負担金を一律1,900円とした。				
必要性	在宅のねたきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 社会福祉協議会へ委託し、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に再委託して実施している。 （18年度委託料 2,205千円）				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	5,499	3,293	4,266	4,042	3,618	3,088	2,711
	決算額（19年度は見込み）	3,821	3,293	2,618	2,496	2,192	2,205	2,711
	人件費					1,034	1,025	
	【事務分担当】（%）					12	12	
	合計（+）	3,821	3,293	2,618	2,496	3,226	3,230	2,711
	国（特定財源）							
都（特定財源）	3,198	2,861	2,127	1,973	0	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	623	432	491	523	3,226	3,230	2,711	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	対象者(7月末現在、19年度は4月1日現在)	1,285	1,396	1,419	1,544	1,801	1,823	1,872
	希望者(19年度は5月支給人数)	316	289	300	296	275	284	220
	支給枚数(19年度は予算)	1,484	1,471	1,626	1,648	1,504	1,523	1,320
	利用枚数(19年度は予算)	872	787	673	634	549	572	760

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費	1,619	事業費	1,687	事業費	2,242
	委託料	事務費	101	事務費	115	事務費	115
	委託料	管理費	472	管理費	403	管理費	354

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	サービス券支給枚数	1,648	1,504	1,523	1,320	-	
	サービス券利用枚数	634	549	572	760	-	

（問題点・課題）	<p>15年度に利用者負担を見直した影響からか、15年度の利用実績は対前年度比で14%減となった。平成16年度以降も利用実績が減少傾向にある。</p>
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 台東区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
理・美容生活衛生同業組合荒川支部を通じ、加入店にできるだけ多くの参加協力を依頼し、利用者の利便を図る。	利用率の向上が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	実績を踏まえ、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高齢者紙おむつ購入助成事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	板倉 久江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	紙おむつ購入費助成事業費（16-10-18-01） 家族支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	52 年度	根拠法令等	紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	寝たきり高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、寝たきり高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。				
対象者等	概ね65歳以上で 要介護4及び5の方、 要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）				
内容	<p>【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月分前渡し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月6,000円（2,000円券×3枚）、ただし1割自己負担のため、実際には5,400円を助成。 ・区と契約している薬業共同組合又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所で使用可 <p>【紙おむつ代助成】入院中で、病院が紙おむつを指定し、持込ができない場合に、病院で請求された紙おむつ代のうち、月額6,000円（1割自己負担）を上限に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4ヶ月ごとに利用者に「請求の案内はがき」を送付。 ・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度から所得制限を撤廃。また、現物支給ができない対象者に費用助成を開始（限度額8,000円） ・平成12年度から介護保険との整合性を図るため、自己負担金を導入した。また、紙おむつ購入券方式を採用し、近隣商店での自由購入を可能とした。 ・平成13年1月から入院中の方に限り、介護認定がなされていなくても、該当の判定をすることとした。 ・平成15年7月1日から訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更される措置にあわせて、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担についても3%から6%に変更した。 ・平成17年度より、11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。 ・平成18年度より、利用者が65歳以上で要介護4以上、更に世帯非課税の方については家族支援事業費より支払う。それ以外の利用者については一般会計より支払われる。 				
必要性	高齢者や介護者の経済的支援のために必要性が高い。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>購入券 3ヶ月ごとに郵送（前渡し） 購入券給付については、薬業共同組合又は、介護サービス事業者組合を通じて販売及び回収等を委託している。</p> <p>現金支給 4ヶ月ごとに振込み（後払い）</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		53,733	52,396	59,192	61,610	72,333	70,922	69,185
決算額（19年度は見込み）		53,477	52,392	58,996	61,605	63,655	66,395	69,185
人件費						6,206	5,722	
【事務分担量】（%）						132	67	
合計（+）		53,477	52,392	58,996	61,605	69,861	72,117	69,185
国（特定財源）							4,703	4,356
都（特定財源）		6,782	4,033	4,253	3,510	3,231	2,366	2,178
その他（特定財源）							4,617	4,222
一般財源		46,695	48,359	54,743	58,095	66,630	60,431	58,429
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	購入券利用者数（実際の使用数）	6,923	7,829	9,159	9,664	9,778	9,840	8,796
	おむつ代助成請求件数及び支払い件数	1,434	1,227	1,215	1,524	1,993	1,680	1,992
	計	8,357	9,056	10,374	11,188	11,771	11,520	10,788

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費 扶助費	紙おむつ購入券用紙（事前押印）		86	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	137	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	173
	紙おむつ購入助成費	63,570		紙おむつ購入助成費	54,572	紙おむつ購入助成費	58,256
				〃（介護会計）	11,686	〃（介護会計）	10,756

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
標	購入券延べ利用者数	9,664	9,778	9,840	8,796		
	おむつ代助成延べ利用者数	1,524	1,993	1,680	1,992		

（問題点・課題分析）	・現行での引き換え実績は薬局が80%を占めているため、区民が「いつでも、どこでも」引き換えられるよう、関係者と協議していく。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
他区の状況、区民の利用状況等を調査し、現在の実施方法の見直しを行う。	内部事務の効率化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	B	高齢者及び介護者に対する経済的な負担軽減効果は大きい。

況議会（要質問旨）	平成12年三定 12年度からの事業内容変更についての区の評価
-----------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高齢者住宅改修給付事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	山内 伸江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	高齢者住宅改修給付事業費（16-10-24-01） （地域支援事業費）その他事業（53-77-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠法令等	荒川区高齢者住宅改修給付事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険対象外となった高齢者について、予防給付としての住宅改修を実施するとともに、要介護・要支援の高齢者についても、介護保険支給対象外の改修種目の給付を行なうことにより、高齢者の在宅生活の利便向上と福祉の増進を図る。				
対象者等	1. 住宅改修予防給付 荒川区内に居住する住宅を有すること 65歳以上の高齢者で、住宅の改修が必要と認められる者 要介護認定の結果が非該当となった者 生計中心者の前年所得が585万2千円以下であること。但し、扶養家族のある場合は1人につき38万円を加算する。 （ は住宅改修予防・住宅設備改修各給付共通） 2. 住宅設備改修給付 荒川区内に居住する住宅を有すること 65歳以上の高齢者で、住宅設備の改修が必要と認められる者 要介護認定の結果、要支援又は要介護となった者 3. 費用負担 助成基準額を超える額と助成基準額の10%は自己負担。（生活保護受給者は自己負担分を免除）				
内容	1. 高齢者住宅改修予防給付（～ 介護保険と同様の内容）：基準額20万円（介護保険と同額） 手すり取付 床段差解消 滑り防止・移動円滑化等の床材変更 引戸等への取替 洋式便器等への取替 その他付帯工事 2. 高齢者住宅設備改修給付 浴槽の取り替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事：基準額 379千円 都と同額 流し、洗面台の取り替え及びこれに付帯して必要な給排水設備等の工事：基準額 156千円 都と同額 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事：基準額 106千円 都と同額 3. 住宅改修事業者説明会の開催 改修事業者の知識・技能向上と区との連携強化のため区が主催 4. リフォーム相談員の報償費の支払い 改修事業の運営に当たり住宅状況に適した相談・助言を行なう 5. 老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業 開眼手術を受け当該特殊眼鏡等の購入に要した費用の助成。10年程実績無し				
経過	平成 元年度 荒川区高齢者住宅改修費助成事業として開始 種目：浴室改善、便所改善 平成 3年度 玄関改善、台所改善、居室改善を種目追加 平成 5年度 階段昇降機を種目追加 平成 12年度 住宅改修が介護保険に移行実施されるため、予防給付・設備改修給付事業として再編実施 （対象は、介護保険非該当者ならびに介護保険給付外の部分）				
必要性	住宅改修を行うことにより、介護を受けながら住み続けられる住まいを確保できる。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 申請 訪問調査 工事計画書の提出 改修費助成決定 工事着工 工事完了 完了調査 助成金支出 ・助成金は給付券方式により助成し、利用者は自己負担及び助成基準額を超える額を施行業者に支払う。これにより、償還払い方式に比べて経済的負担の軽減を図っている。 ・同一改造工事に対し、申請場所が2ヶ所あること、給付方式が異なることで混乱が生じないよう、福祉高齢者課と介護保険課とで申請時の連絡調整、工事見積書の内容統一化、給付券の同時時期発行等を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	21,741	32,798	31,234	33,722	17,796	17,774	17,734	
決算額（19年度は見込み）	21,098	21,042	30,540	33,067	17,431	8,837	17,734	
人件費					8,360	8,711		
【事務分担当】（%）					97	102		
合計（+）	21,098	21,042	30,540	33,067	25,791	17,548	17,734	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	673	791	
都（特定財源）	8,757	8,336	8,189	8,208	9,166	4,350	8,657	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	691	770	
一般財源	12,341	12,706	22,351	24,859	16,625	11,834	7,516	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予防給付件数	10	3	9	6	1	2	6	
* 浴室改修給付件数	20	26	35	28	43	12	31	
* 流し・洗面台改修給付件数	3	4	1	5	2	0	3	
* 便所改修給付件数	54	56	63	71	69	45	90	
* その他（階段昇降機）	10	10	15	18	0	0	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		住宅改修予防給付事業	126	住宅改修予防給付事業	152	住宅改修予防給付事業	1,080
		住宅設備改修給付事業	16,340	住宅設備改修給付事業	7,759	住宅設備改修給付事業	15,445
		専門相談員の報償費	938	専門相談員の報償費	900	専門相談員の報償費	1,163
		住宅改修事業者連絡会の謝礼	23	住宅改修事業者連絡会の謝礼	26	住宅改修事業者連絡会の謝礼	46

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	予防給付件数	6	1	2	6	20	
	設備改修件数	122	114	57	124	130	

(問題点・課題)	(指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付要件に要介護認定が必要なこともあり、相談から工事着工までの待機期間を短縮する必要がある。 ・ 要介護認定の結果が出た時点で速やかに住宅改修ができるよう、急ぐ場合要介護認定申請後に事前調査を行っている。原則として在宅生活での改修申請であるが、退院が明らかと判断出来る時は入院中でも申請を受けている。生活環境整備が退院に間にあうようにする必要がある。 ・ 非該当者を対象にした予防給付を積極的に活用し、生活機能の低下している人や、将来的に介護が必要となる可能性が高い人が、生活動作の自立を継続出来るようにする必要がある。 ・ 住宅改修と福祉用具を併用する場合があります、用具の選定・使用について相談・フォロー機能の向上（地域ケアマネジメント支援：地域包括支援センターの相談機能アップのため、住宅改修・住宅改修関連福祉用具の相談及び研修）を図る必要がある。
他区の実況		<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <p>各区とも従前の高齢者住宅改修事業を継続する形で実施している</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
介護保険の住宅改修と高齢者住宅設備改修費助成事業との併用を活用する一方、介護保険の認定を受けなくても「特定高齢者」等に選定された者より申請があった場合、需要が多い手すりに限定し上限額を設定する等、福祉高齢者課の独自性を出す必要がある。	体調不良になった利用者にとって、住宅改修による日常生活の負担の軽減は、自立と意欲の向上に繋がるとともに、家族や介護者の精神的・肉体的負担の軽減も期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	高齢者の在宅生活を支援するため、事業の充実を図る必要がある。

況議	(要質)	問状)	<p>13年一定 住宅改修事業者への適切な指導・助言と研修会の開催について</p> <p>14年一定 住宅改修事業者への事業PRについて</p>
----	------	-----	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	板倉 久江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費（16-10-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	47 年度	根拠法令等	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生を保持し、福祉の増進を図る。				
対象者等	65歳以上の在宅寝たきり高齢者で介護保険の要介護度が4及び5の者で寝具乾燥消毒が必要な者。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥消毒 11回/年 ・水洗い 1回/年 <p style="margin-left: 20px;">【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕 1個</p> <p>＜自己負担金＞ 本事業に要する費用の利用者の負担は10%とする。但し、生活保護受給者は無料とする。水洗いについては10%負担で1,102円（税込）また、乾燥消毒については10%負担で206円（税込）となる。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更 ・平成11年度 敷布団・掛布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更 ・平成12年度 自己負担金導入 ・平成15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更 ・平成17年度から継続利用者負担軽減措置を廃止 				
必要性	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図ることができる。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>申請に基づき、実態調査を行った上で、業者に事業を委託する。 委託先 サンライズセンター株式会社（平成18年度 アサヒサンクリーン株式会社 48千円）</p>				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	105	102	101	99	71	98	171
	決算額（19年度は見込み）	82	59	57	62	38	48	171
	人件費					603	598	
	【事務分担量】（%）					7	7	
	合計（+）	82	59	57	62	641	646	171
	国（特定財源）							
都（特定財源）	73	0	71	197	0	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	9	59	-14	-135	641	646	171	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	対象人数（人）	10	7	5	5	4	4	5

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	38	寝具水洗・乾燥消毒委託	48	寝具水洗・乾燥消毒委託	171

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	対象者数	5	4	4	5	-	

（問題点・課題）	要介護度が4・5で、布団を干す場所がない、干してくれる介護者がいないものに対象をしぼっているため、利用者が少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	区報、HPを通じた事業のPRに努める。
	要件を充たしている対象者への支給のものを防ぐ。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	対象者が少ないため、現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	福祉電話事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	古澤 文子	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉電話事業費(16-10-36-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠		
終期設定	有 無	18 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	一人暮らし高齢者等に対し、電話の貸与及び基本料金の一部を補助することにより、電話による各種相談の受付や孤独感の解消に役立てる。				
対象者等	65歳以上の一人暮らし、又は高齢者のみの世帯 近隣に親族が居住していない（徒歩5分以内に配偶者及び2親等以内の血族がいないこと） 貸与は電話が架設されていない世帯 補助は、安否確認等電話相談を希望する世帯 都営及び区営の高齢者住宅入居世帯は、補助の対象にならない				
内容	【貸与】区が所有している固定電話を貸与する。基本料及び通話料は利用者負担。電話休止の工事料金は区が負担。なお、既貸与分については、貸与を継続する。 【補助】平成17年度末で補助廃止				
経過	補助 16年度限りで新規受付終了、既利用者についても補助廃止。 17年度は激変緩和措置として基本料のうち1,000円のみを補助する。 貸与 16年度限りで新規受付終了。既利用者については貸与は継続するが、料金は全て自己負担とする。 17年度は激変緩和措置として基本料のうち1,000円のみを区が負担する。				
必要性	都の補助対象から外れたこと、緊急通報システムや見守りネットワーク等の整備により初期の目的を達成したこと、電話は最も一般的な通信手段であり高齢者のみを対象とした助成制度は公平性を欠くこと等から本事業は終了。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	16,266	14,792	14,768	14,937	7,691	539	190	
決算額(19年度は見込み)	14,983	14,087	14,539	14,754	7,216	519	190	
人件費					2,327	1,879		
【事務分担量】(%)					27	22		
合計(+)	14,983	14,087	14,539	14,754	9,543	2,398	190	
国(特定財源)								
都(特定財源)	3,947	3,758	3,015	3,260	139	37		
その他(特定財源)	532	958	1,063	951	152	0	106	
一般財源	10,504	9,371	10,461	10,543	9,252	2,361	84	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	電話貸与台数	260	260	260	248	195	161	161
	電話料補助台数	264	286	297	310	300	-	-

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
役務費	貸与の基本料金等		3,769	貸与の基本料金等	519	休止工事費等	190
	<small>負担金補助及び交付金</small> 電話料補助		3,447				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	貸与台数	248	195	161	161	-	
	補助台数	310	300	-	-	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	平成17年度末で廃止した。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	ひと声運動事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	依田 泉子	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	ひと声運動事業費(16-10-42-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	47 年度	根拠	ひとり暮らし高齢者ひと声運動事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	民生委員が、年2回、ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、種々の相談に応じ、心の交流を図ることで、引きこもりの解消や孤独感を軽減し、また在宅生活に安心感を与えて、ひとり暮らし生活の安定に寄与する。				
対象者等	満65歳以上で「ひとり暮らし高齢者届」の届出者数 2,116人(平成19年3月31日現在)				
内容	<p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり暮らし高齢者届」の対象者は、65歳以上で、近隣（徒歩5分以内）に2親等以内の血族がいない者である。登録時に民生委員が調査している。 ・区に「ひとり暮らし高齢者届」を提出し、登録された者について名簿を作成し、社会福祉協議会へ連絡する。社会福祉協議会は、新規登録者で希望する者に民生委員を通じて緊急ホイッスル（@1200円）を配布する。（新規登録者の名簿は毎月区で作成する。）社会福祉協議会で「ひとり暮らし高齢者カード」を作成し、民生委員の訪問時の聞き取りの記録等を保管する。 ・民生委員がひとり暮らし高齢者宅を年2回（7月、2月）訪問する。 ・70歳以上（非課税者）を対象にふれあい入浴券（区内公衆浴場利用券）支給事業を実施 支給時期及び枚数：4月該当者30枚・9月該当者15枚 <p>【平成18年度実施状況】</p> <p>7月期：訪問時に、社協より「災害時アンケート」・「絵カード」配布 2月期：「ひとり暮らし高齢者の方の便利帳」を配布</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年度 事業開始。 ・平成8年度 防災用緊急ホイッスル（@1,115円）を支給。 ・平成11年度 携帯ブザー（@1,400円）の支給を廃止。 ・平成13年度 防災用緊急ホイッスルを希望者のみ支給。 ・平成14年度 訪問時の配付物を「ひとり暮らし高齢者の方の便利帳」「絵カード」等とする。 				
必要性	ひとり暮らしの高齢者宅を民生委員が訪問し、心の交流を図ることにより健康で明るい生活の実現と孤独感の解消につながるなど必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 社会福祉協議会委託 （18年度委託料 189（千円） 対象者2,131人）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,219	216	289	315	328	307	296	
決算額（19年度は見込み）	2,194	216	216	306	218	249	296	
人件費					1,034	1,025		
【事務分担量】（%）					12	12		
合計（+）	2,194	216	216	306	1,252	1,274	296	
国（特定財源）								
都（特定財源）	1,096	107	143	153	109	125	147	
その他（特定財源）								
一般財源	1,098	109	73	153	1,143	1,149	149	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	7月対象者	2,199	2,150	2,204	2,190	2,103	2,110	2,118
	2月対象者	2,198	2,162	2,102	2,199	2,139	2,111	2,118
	緊急ホイッスル	160	164	150	141	130	116	120

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品費	9	消耗品費	59	消耗品費	100
	委託料	事業費	156	事業費	139	事業費	144
	委託料	事務費	26	事務費	26	事務費	26
	委託料	管理費	27	管理費	25	管理費	26

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	一人暮らし届出者数	2,195	2,131	2,116	2,118	2500	} 18年度までは年度末の実績
	65歳以上人口	39,224	40,221	41,224	41,305		
	届出者数構成比	5.60%	5.30%	5.13%	5.13%		} 届出者数 ÷ 65歳以上人口 × 100

（問題点・課題）	<p>・「ひとり暮らし高齢者届」を提出している者だけをこの事業は把握しているが、今後、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の実態を把握し高齢者の生活見守り事業として拡大していく必要がある。</p> <p>・緊急時の対策として「緊急ホイッスル」を希望者に支給しているが、高齢者の体力的な面、又現在の時代の流れに適しているか見直す時期である。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 16 区 未実施 6 区）</p> <p>ふれあい訪問、みまもりネットワークなど</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
「ひとり暮らし高齢者届」は、任意の届出であり、ひとり暮らし高齢者の要件に該当していても、届出を提出していない者がかなりいるものと思われるため、民生委員協議会に協力を依頼し、届出者の拡大を図る。	ひとり暮らし高齢者等の実態を広く把握することにより、見守り活動の充実を図ることができる。
「緊急ホイッスル」については、現品よりも効果的な代替品があるか調査する。	緊急時に高齢者の援護を効果的に行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	B	ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、実態把握に努め、事業の拡充を図る必要がある。

議会議決要旨	<p>14年二定 高齢者施策の充実について</p> <p>虚弱な高齢者が地域との繋がりを絶やささないようするための施策について</p>
--------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	ふれあい入浴事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	依田 泉子	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	ふれあい入浴事業費(16-10-48-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠法令等	ひとり暮らし高齢者無料入浴券支給要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	区内に住所を有するひとり暮らし高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し、ひきこもりや孤独感の解消と健康の維持・増進に資する。				
対象者等	満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受理された住民税非課税の高齢者で、入浴券支給を希望する者。 ただし、高齢者住宅に入居している者と生活保護受給者を除く。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川区社会福祉協議会への委託により実施（東京都公衆浴場組合荒川支部に再委託） ・民生委員がひとり暮らし高齢者宅を訪問し、入浴券を配布して安否確認と生活相談を行う。 ・入浴券は、4月1日対象者に30枚を支給し、4月2日から8月31日までの新規登録者は、9月に15枚支給。 ・4月1日、9月1日現在で対象者名簿を区が作成し、社会福祉協議会に通知する。社会福祉協議会は、「ふれあい入浴券」（@435円）を発行し、民生委員経由で対象者に配布する。 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）と年齢引き上げ（65歳から70歳へ）。 ・平成13年度 東京都共通入浴券（有効期間が7月～）から荒川区発行の「ふれあい入浴券」（有効期間4月～3月）とし、買取方式から清算方式に変更。4月から配布可能となった。 ・平成14年度 該当者には、4月期に1年間分（30枚）を配付。 区境地区（南千住3・4・8丁目、西日暮里3丁目）のみ東京都共通入浴券を支給。 				
必要性	地域社会との交流促進、ひきこもりや孤独感の解消及び健康の維持・増進のみならず、介護予防の一助としての役割を果たしている。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 社会福祉協議会へ委託し、東京都公衆浴場組合荒川支部に再委託している。 （平成18年度委託料16,278千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	16,513	16,530	17,153	16,506	17,683	16,406	18,017	
決算額（19年度は見込み）	16,513	16,530	16,946	16,203	16,116	16,278	18,017	
人件費					1,034	1,025		
【事務分担当量】（%）					12	12		
合計（+）	16,513	16,530	16,946	16,203	17,150	17,303	18,017	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	16,513	16,530	16,946	16,203	17,150	17,303	18,017	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	配付枚数	45,930	46,725	49,605	48,030	45,660	40,110	36,000
	利用枚数	34,681	34,717	35,591	34,454	33,848	32,705	27,000
	支給者数	1,436	1,595	1,702	1,409	1,634	1,482	1,200

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費		13,670	事業費	14,007	事業費	15,532
	事務費		139	事務費	131	事務費	135
	管理費		2,307	管理費	2,140	管理費	2,350

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	入浴券利用枚数	34,454	33,848	32,705	36,000		
	支給者数	1,409	1,634	1,482	1,200		
	利用率（利用枚数÷配布枚数×100）	71.73%	74.13%	81.54%	75.00%		

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・浴場組合から、枚数の増加及び事業継続について、毎年、要望がある。 ・無料入浴券方式の見直し 無料開放デイ方式等の検討(年2・3回浴場を借り上げて開放するなど)
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
高齢者の引きこもり対策としての公衆浴場の活用策を浴場組合と協議する。	本事業を公衆衛生対策としてだけでなく、高齢者の健康増進、社会参加の促進という視点からの拡充が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	ひとり暮らし高齢者対策としては、現状の規模で実施する。事業拡大については、別途検討が必要である。

（状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・14年二定 ふれあい入浴デーの実施について ・15年一定 半額入浴カードの発行について ・16年一定 半額入浴カードの発行について
------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川重夫
		担当者名	古澤 文子	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	緊急通報システム事業費(16-10-54-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。				
対象者等	原則として65歳以上のひとり暮らし及び夫婦等の高齢者世帯であって、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で注意を要する状態にある者。（日中独居、夜間独居可） なお、申請に際して、原則として3名の緊急通報協力員（近隣住民、民生委員等）が必要である。				
内容	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病になった時、あるいは突発的な事故で動けなくなった場合に、システム機器からの発信（機器の押しボタン又はペンダントを押すこと）によって、東京消防庁へ通報される。消防庁から利用者宅に確認の電話が入るとともに、必要に応じて（利用者が電話に出られないなど緊急事態が予想される場合など）救急車の出動や緊急協力員が消防庁からの連絡により訪問し、安全確認や消防庁への通報・救助協力などを行う。 新規設置経費33,030円、住民税課税者は3,290円の費用負担有				
経過	○平成6年度 費用負担撤廃（無線ペンダントの費用を階層別に負担） ○平成10年11月の機器更新から生活防水にする。 ○平成11年7月より予算枠（年間配置台数）を廃止し、必要に応じて設置する。 ○平成12年度 費用負担（住民税課税者、設置費用の1割）を導入 ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を活動期間6ヶ月未満の者は3,000円、6ヶ月以上の者は6,000円相当の区内共通お買い物券に変更（12年度までは月額1,000円を3ヶ月ごとに協力員の口座に振込。） ○平成14年度 緊急通報協力員連絡会を開催し、活動謝礼の交付と消防署員による講義を行っている。				
必要性	虚弱な高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 申請を受け、実態調査を行った上で設置が決定される。消防庁に(決定)通知するとともに業者に設置を委託する。 緊急通報システム委託 岩通システムソリューション(株)（平成18年度 13,783千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	23,884	18,726	16,076	16,070	16,796	18,494	19,216	
決算額（19年度は見込み）	16,054	14,479	14,134	15,043	16,039	16,849	19,216	
人件費					2,327	2,306		
【事務分担量】（%）					27	27		
合計（+）	16,054	14,479	14,134	15,043	18,366	19,155	19,216	
国（特定財源）								
都（特定財源）	7,172	6,478	8,502	9,663	3,213	3,647	3,980	
その他（特定財源）	26	99	47	186	72	49	23	
一般財源	8,856	7,902	5,585	5,194	15,081	15,459	15,213	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
設置台数	29	52	72	67	80	83	49	
稼働台数（年度末）	377	372	389	466	477	543	517	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	協力員謝礼等	3,002	協力員謝礼等	3,046	協力員謝礼等	3,297
	委託料	システム稼働料等	13,018	システム稼働料等	13,783	システム稼働料等	15,816
	使用料及び賃借料	協力員連絡会会場使用料	19	協力員連絡会会場使用料	20	協力員連絡会会場使用料	35
	役務費					協力員連絡会通知用郵送料	68

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	年度別設置台数	67	80	83	49	-	19年度は予算台数
	消防署通報件数	-	75	69	23	-	19年度は6月末実績
	協力員出動件数	-	36	34	17	-	19年度は6月末実績

（問題点・課題）	（指標分析）	対象者の把握が困難である。
他区の実況		（実施 23 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会福祉協議会、民生委員協議会、地域包括支援センター等との連携を深め、対象者の把握に努める。	対象者の日常生活の安全に資する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安全を守るために、対象者の把握に努める必要がある。

議会議決要旨	（要旨）	
--------	------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	火災安全システム事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	古澤 文子	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	火災安全システム事業費(16-10-57-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	11 年度	根拠法令等	荒川区高齢者火災安全システム事業要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者の火災に対する生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。				
対象者等	火災警報器・自動消火装置 65歳以上の寝たきり又はひとり暮らし高齢者（日中独居可） 電磁調理器 65歳以上で心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者 自動通報システム 65歳以上で、発作を伴う心疾患や高血圧性疾患、認知症等により、防火の配慮が必要なひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の高齢者				
内容	【住宅用防火機器等の給付】家庭での火災による緊急事態に備えて住宅用防火機器等を給付する。 [火災警報器(1世帯2台まで)基準額15,500円、自動消火装置(1世帯2台まで)基準額28,700円、電磁調理器 基準額41,000円 住民税が課税されている者は機器の購入等に要する費用の10%を利用者の負担とする。] 【自動通報システム】17年度から認知症があるなど、特に火災発生のリスクが高いと思われる高齢者に対して、火災警報器が作動すると東京消防庁へ自動的に通報されるシステムを導入する。（専用通報器は緊急通報システムと兼用する。） [新規設置経費122,770円、住民税課税者は12,250円（取付た警報器の個数により負担額が異なります）の費用負担有]				
経過	○平成11年度 費用負担を見直し（費用を階層別に負担） ○平成12年度 費用負担を見直し（住民税課税者、補助基準額の1割）電磁調理器を給付対象に加える。 ○平成17年度 東京消防庁への自動通報システムを導入する。				
必要性	虚弱な高齢者の安全・安心を確保し、在宅生活を支援する事業であり、必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 申請 訪問実態調査 決定				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	748	435	197	325	1,485	1,361	944
	決算額(19年度は見込み)	138	187	121	276	555	458	944
	人件費					1,896	1,879	
	【事務分担量】(%)					22	22	
	合計(+)	138	187	121	276	2,451	2,337	944
	国(特定財源)							
都(特定財源)	91	151	79	183	299	0	507	
その他(特定財源)								
一般財源	47	36	42	93	2,152	2,337	437	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	自動通報システム							2件
	火災警報器	4件	4件	1件	5件	8件	5件	0件
	自動消火装置	2件	2件		3件	2件	3件	1件
	電磁調理器	3件	3件	5件	8件	20件	24件	15件

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費			郵便料		郵便料	2
	委託料			自動通報システム		自動通報システム	540
	扶助費	住宅用防火機器等の給付	555	住宅用防火機器等の給付	458	住宅用防火機器等の給付	402

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	設置台数	16	30	32	18		

（問題点・課題）	自動通報システムが導入されたことに伴い、緊急通報協力員が火災安全システムにおける居住管理協力員を兼務することとなったため、事前の説明と協力依頼、初期消火の方法等の周知が必要
他区の実況	（実施 23 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
民生委員、地域包括支援センター等の連携を深め、対象者の把握に努める。	対象者の日常生活の安全に資する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の安全を守るために、対象者の把握に努める必要がある。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	交通安全杖支給事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	依田 泉子	内線	2675
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	交通安全杖支給事業費(16-10-60-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	54 年度	根拠	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	65歳以上で、杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の交通安全及び歩行補助具となる交通安全杖を支給し、日常生活の便に供する。歩行杖は、管轄する民生委員が配付する。				
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。				
内容	高齢者の交通安全対策の一助として、歩行困難な高齢者に民生委員を通じて交通安全杖を支給する。交通安全杖の申請は、当該申請者の住所を管轄する民生委員及び福祉高齢者課とする。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管された。 ・平成10年度より所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止した。 ・平成14年度、交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入する。 ・平成15年度、区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止となり、保険の加入を廃止した。 ・平成16年度より区の直営となる。 				
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具となる杖を支給することにより、交通安全対策と介護予防の一助としての役割を果たしている。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 平成15年度までは、社会福祉協議会に委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額	1,046	1,055	1,055	550	511	507	368	
決算額（19年度は見込み）	970	880	876	476	394	263	368	
人件費					1,034	1,025		
【事務分担当】（%）					12	12		
合計（+）	970	880	876	476	1,428	1,288	368	
国（特定財源）								
都（特定財源）	428	439	438	238	197	131	223	
その他（特定財源）								
一般財源	542	441	438	238	1,231	1,157	145	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	支給者数	232	246	277	171	121	105	140

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	交通安全杖	394	交通安全杖	263	交通安全杖	368

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	交通安全杖支給数	171	121	105	140	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区） シルバーカー・車椅子等の貸与を実施している区 11区

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	対象者の減少及び他区の実施状況等を踏まえ、現状の規模で実施する。

況議 （要 質 問 状 ）	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	支えあい見守りあいネットワーク 事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	古澤 文子	内線	2677
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	支えあい見守りあいネットワーク事業費(16-10-84-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠 法令等	荒川区高齢者等支えあい見守りあいネットワー ク事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	日常的に見守り援護を必要とするひとり暮らし等の高齢者を、地域の人々が中心となって支え合うネット ワークを創り上げることで、地域社会の再生を目指すとともに、住み慣れた街でひとり暮らし等の高齢者 が安心して、暮らせるような支え合い見守り合いの仕組みづくりを行う。				
対象者 等	75才以上の一人暮らしの高齢者 75才以上の高齢者のみ世帯 介護保険で要介護認定3～5の方 身体障害者手帳1～2級の方 愛の手帳1～4度の方 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 日中一人暮らし高齢者等で介護や見守りが必要な方（年齢制限無し）				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町会等の自主的な活動に役立ててもらうために、見守り対象者名簿を作成し、関係機関に配布する。 （町会、民生委員、警察署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター） ・地域団体による訪問見守り活動（訪問、相談、交流、その他） 小中学校での敬老奉仕活動の実践教育（ゴミだし・声かけ・清掃奉仕等） 地域の公的機関の見守りサービス（福祉高齢者課・障害者福祉課・消防署・警察・地域包括支援セン ター等） 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度 実施協力を得た71町会について見守り希望のアンケートを実施。2,020名分の名簿を作 成し提供。 ・平成14年度 区内全域で見守り希望のアンケートを実施し（前年登録をした者を除く）関係機関に名簿 を提供。 ・全区調査の終了に伴い、15年度以降は、新規の対象者のみに対して調査を実施。 				
必要性	区内に居住する一人暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう日常時及び災害 時における地域の支えあい見守りあい活動を効果的に行えるよう支援していくことの必要性は高い。				
実施 方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 区内のひとり暮らし高齢者等に対して、年1回、ひとり暮らし高齢者等に対する「見守り希望」のアン ケート調査を実施する。（毎年2月） アンケート結果に基づき見守り対象者名簿を作成し、関係機関に配布する。（毎年6月～9月） 住基データの死亡・転出等の異動情報を反映させた最新版として作成・配布				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		2,810	723	275	165	174	164	148
決算額（19年度は見込み）		0	686	60	63	99	118	148
人件費						1,034	1,025	
【事務分担量】（%）						12	12	
合計（+）		0	686	60	63	1,133	1,143	148
国（特定財源）								
都（特定財源）		509	479	362	121	74		
その他（特定財源）								
一般財源		-509	207	-302	-58	1,059	1,143	148
実績 の 推 移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	実施町会	71	116	116	117	117	117	117
	見守り希望届出者数（総計）	2,020	4,373	4,397	4,170	4,107	4,300	4,500

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品費	34	34	消耗品費	33	消耗品費
役務費	郵送料	65	65	郵送料	85	郵送料	113

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	登録者数（総計）	4,170	4,107	4,004	4,500		登録者数実績（4/1現在）

（問題点・課題）	<p>対象者が高齢者から障害者までと多様に分かれ、また活動を担う人も町会会員・民生委員・高年者クラブ員、ボランティア等と多様になっている。対象者名簿に基づき、各団体、グループ等がいかに具体的な自主的活動に取り組むかが一番の課題となっている。</p> <p>自主的な取り組みがなければ、単に名簿を配付するだけの事業となってしまう。</p>
他区の実況	（実施 8 区 未実施 14 区） 千代田、中央、新宿、豊島、品川、世田谷、板橋、足立

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
町会、民生委員など関係団体・機関などと自主活動に取り組むための意見交換の場を設ける。	自主活動に取り組む意識づくりの向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	ひとり暮らし高齢者等の把握に努め、事業の実効性を向上させる必要がある。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	通所サービス利用者負担軽減費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	山内 伸江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	通所サービス利用者負担軽減費(16-10-85-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	荒川区通所サービス利用者負担額（食費）軽減	
終期設定	有 無	20 年度	法令等	補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	介護保険の被保険者が通所介護等を利用した場合、平成17年10月1日改正で介護保険の保険給付対象外となった食費について、その費用の一部を補助することにより、被保険者の負担の激変緩和及び介護度の重篤化予防を図る。				
対象者等	区内に住所を有する介護保険料の賦課段階第1段階から第3段階までに該当する被保険者で、指定介護通所介護事業所等において、食事の提供を受ける者。ただし、生計困難者に対する利用者負担軽減措置を受けている者は除く。				
内容	<p>通所介護、通所リハビリテーション等の通所系サービスの提供事業所において平成17年10月1日改正前に保険給付対象となっていた食事を対象とする。</p> <p>1 申請手続 該当となる利用者は認定申請書・代理受領委任状を提出 事業所は代理受領の申出書・申立書を提出</p> <p>2 軽減方法 認定利用者の補助金額を差し引いた食費を請求。1食の補助金額については下記のとおり 指定介護事業所等において、調理加工を行なった場合の食費が 383円以上509円未満の場合、その食費から382円を除いた金額を補助する。 509円以上758円の場合、その食費に4分の1を掛けた金額を補助する。 758円を超える場合、食費を758円とみなし、189円を上限とした金額を補助する。</p> <p>3 補助金請求方法 事業所は1月分の軽減状況を取りまとめて補助金請求書を提出する。</p>				
経過	平成17年10月1日の介護保険法改正のため、居住費・食費（調理費）が保険給付外となった。低所得者に対する配慮として補給給付が創設されたが、通所系サービスの利用者については対象外とされていることに伴い同日より実施。 6カ月の時限事業であったが、期限延長。				
必要性	食費（調理費）が保険給付の対象外となり、これまでの負担と比べると約2倍の負担となる。この急激な負担増を緩和することが、利用率の低下による介護度の重度化を防ぐ観点から必要。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 対象となる食事を提供している事業所において認定者の軽減を請求時に行い、事業所に代理受領として支払う。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額						5,203	13,224	10,484
決算額（19年度は見込み）						5,176	9,668	9,900
人件費						4,137	2,306	
【事務分担量】（%）						48	27	
合計（+）		0	0	0	0	9,313	11,974	9,900
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	9,313	11,974	9,900
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	補助食数（延べ）					33,075食	61,692食	65,000食
	補助認定者数					900	1,045	1,100
	対象施設数					18	22	24

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	補助金額	5,176	補助金額	9,668	補助金額	10,484

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用状況	-	33,075	61,692	65,000	-	延べ補助食数
	補助認定者数	-	900	1,045	1,100	-	

（問題点・課題）	<p>本事業は当初17年10月から18年3月までの時限事業として開始されたが、さらに3カ年期限が延長され、20年度までの時限事業となった。21年度以降本事業をどうするか検討が必要である。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 3 区 未実施 19 区 ）</p> <p>千代田区・港区・渋谷区は平成17年10月1日改正から実施。うち千代田区は平成18年度をもって事業終了。新宿区は平成18年4月より軽減開始し、平成19年度をもって事業終了予定。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	時限事業であるため、現状の規模で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高齢者見守り安心事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	大和田 志全	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	高齢者見守り安心事業費(16-10-90-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠法令等	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱	
終期設定	有 無	18 年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	民間企業が開発・運営する情報通信機器を活用した各種見守りサービス等を利用する際の一部を助成することにより、認知症による徘徊がある高齢者を自宅で介護する者の精神的・経済的負担の軽減。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りの充実等をはかり、もって、高齢者福祉の増進に寄与する。				
対象者等	○認知症による徘徊により探索サービスが必要な荒川区に住所を有する65歳以上の高齢者を自宅で介護する者 ○区内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯の者（住民基本台帳上の世帯分離世帯を除く）で、近隣に親族が居住していないこと（概ね30分以内に親族が日常的に訪問できない）				
内容	（認知症高齢者探索システム）認知症による徘徊高齢者を介護する者に、位置探索サービス等を利用する場合の経費の一部を助成。 補助額 初期経費＝所定の料金の1/2で7,000円の範囲内、月額利用料＝2,000円まで （見守りシステム）ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を見守るシステムとして、民間企業が提供する各種サービスを利用した場合の経費の一部を助成。 補助額 認知症高齢者探索システムと同内容/同額 区民がIT技術を積極的に活用するため初期経費を補助。定着後は自己負担が望ましく、助成期間は1年を限度とする。				
経過	平成15年度から新たに実施し、3年間の試行とする。 痴呆性高齢者探索システム 補助者 年15名 見守りIT事業補助 補助者 年15名 実施業者 象印（みまもりホットライン：給湯ポット内臓の発信機によりEメール送信） 東京ガス（みまも～る：ガスの使用状況でEメール送信） 日産クリエイティブ（どこかなサービス：TV電話利用の電話訪問・相談サービス） 平成17年度新規受付終了し、17年度中に受付したものは1年間経過した時点で終了とする。				
必要性	3年間の試行のため18年度で終了する。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） ○受領委任方式により補助する。 ○提供事業者と代理受領等の取扱を定めた協定書を締結する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額			113	346	176	87		
決算額（19年度は見込み）			84	114	148	65		
人件費					1,896	1,879		
【事務分担量】（%）					22	22		
合計（+）	0	0	84	114	2,044	1,944	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）			41	57	84	7		
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	43	57	1,960	1,937	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	徘徊探索システム			0件	1件	2件		
	見守りシステム			7件	5件	4件		
				新規件数	新規件数	新規件数		

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	見守りシステム	事業補助	148	事業補助	65		/

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 千代田区が見守りポットを活用した見守りサービスを実施している。

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	平成18年度末で廃止した事業である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	敬老週間事業費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	板倉 久江	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	敬老週間行事費(16-20-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	46 年度	根拠	荒川区敬老品贈呈事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	節目年齢を迎える高齢者に対して敬老祝品を贈呈することで、区内の高齢者の長寿と健康をお祝いする。 荒川区社会福祉協議会が主催する長寿慶祝の会を支援し、敬老意識の一層の普及啓発を図る。 山谷地区の簡易宿泊所に宿泊する高齢者の慰安と激励を図るため、地域のレクリエーションを主催する山谷地区敬老会に補助金を交付する。				
対象者等	数えで喜寿（S6生）・米寿（T9生）・白寿（M42生）のかた、満100歳（M40.1.2～M41.1.1生） 長寿慶祝の会...満75歳以上の高齢者 山谷地区敬老会				
内容	敬老祝品 荒川区商店街連合会発行の区内共通お買い物券を贈呈。 ・喜寿・米寿・白寿は9月上旬頃に民生委員が訪問し贈呈 ・長寿者（満百歳）祝品は、希望者は区長等が訪問して花束と共に贈呈。辞退者は祝品のみ担当職員が訪問して贈呈。 ・百歳以上の在宅高齢者のうち希望者に対して、区長等が訪問して花束を贈呈する。 長寿慶祝の会 サンパール荒川にて、地区別に3回に分けて開催。第一部では記念式典、第二部は演芸を実施。 山谷地区敬老会補助 山谷地区敬老会の敬老事業(レクリエーション事業)に対して補助金を支給する。				
経過	*敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度末で廃止 *高齢者訪問（99歳以上）昭和46年度開始～平成9年度末で廃止 敬老祝品 昭和40年度開始 品物を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金等の廃止に伴い、現行の金額へ増額、白寿を追加する。 平成11年度改正 区内共通お買い物券へ変更 地域敬老会補助 昭和61年度開始150,000円平成13年度改正240,000円（台東区とあわせる）				
必要性	区民の長寿と健康をお祝いする事業は、区の事業として必要性がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 敬老祝品 祝品を地区民生委員別に仕分ける作業をシルバー人材センターへ委託 長寿慶祝の会 荒川区社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会を支援する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	16,316	16,984	14,535	15,823	16,365	17,510	19,172	
決算額（19年度は見込み）	15,347	14,598	14,495	15,290	15,937	16,902	19,172	
人件費					2,758	2,733		
【事務分担量】（%）					32	32		
合計（+）	15,347	14,598	14,495	15,290	18,695	19,635	19,172	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	15,347	14,598	14,495	15,290	18,695	19,635	19,172	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	（祝品）喜寿	1,608	1,573	1,500	1,684	1,671	1,641	1,710
	米寿	548	539	510	515	493	603	650
	白寿	34	18	21	29	58	48	61
	長寿者（百歳）	7	7	16	8	10	16	35

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	一般需用費	敬老祝品	15,525	敬老祝品	16,475	敬老祝品	18,630
		その他消耗品	65	その他消耗品	86	その他消耗品	154
		封筒印刷	58	祝辞印刷	49	祝辞印刷	71
	役務費	入院者への郵送料	0	入院者への郵送料	0	入院者への郵送料	21
	委託料	祝品包装作業委託	50	祝品包装作業委託	52	祝品包装作業委託	56
	負担金補助	山谷敬老会への補助	240	山谷敬老会への補助	240	山谷敬老会への補助	240

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	敬老祝品贈呈数	2236件	2232件	2300件	2456件	2500件	実際の贈呈件数
	高齢者人口	38,422	39,224	40,211	41,224		65歳以上人口 (各年度4月1日現在)

（問題点・課題）	高齢者人口の増に伴い、対象者が毎年増加している。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 台東区 100歳 記念植樹

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	高齢者人口の増加に伴い、規模は増加するが、当面は現行のまま実施する。

（状況）	<p>平成12年三定 福祉切捨ての見直しを求める。共産党区議</p> <p>平成13年保健福祉委員会 長寿慶祝の会の招待者の年齢の変更についての報告（節目年齢への変更）</p> <p>結果、対象年齢は従来どおり</p> <p>平成13年予算特別委員会 長寿慶祝の会の開催内容について 共産党など</p>
------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高齢者総合相談窓口	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川重夫
		担当者名	与儀恵子	内線	2679
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	高齢者福祉事業事務費（16-41-50-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、	
終期設定	有 無	年度	法令等	精神保健福祉法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	<p>（おとしよりなんでも相談窓口の運営） 高齢者の健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区の保健福祉サービスの情報提供や病院・施設への入所相談など、高齢者に関する総合的な相談窓口とする。</p> <p>（認知症専門相談） 認知症やその他の精神疾患（疑いを含む）のある高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が行う。</p> <p>また認知症高齢者を支える家族団体の活動に世する費用の一部を補助することにより、家族団体の活動の充実に図り、認知症高齢者の福祉の向上をはかる。</p>				
対象者等	1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族 2 介護保険サービス提供事業者や関連機関等				
内容	1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 2 認知症（痴呆）専門相談 精神科医師による面接による相談を予約制で行っている。必要時訪問相談を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等の診断 ・ 専門医療機関の紹介 ・ 介護や精神保健福祉情報の提供等 				
経過	高齢者の精神保健相談は、平成11年度までは高齢者福祉課が認知症相談を、保健所が精神保健福祉相談で月2回ずつ対応してきた。 平成12年度からは高齢者福祉課が高齢者専門相談として、月4回実施している。				
必要性	高齢化の進展により、認知症やその他の精神疾患が疑われる高齢者が早期に受診し、適切な治療が受けられ、あるいは介護保険サービスの利用につながるためには専門相談が必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） （おとしよりなんでも相談） 再雇用職員3名が相談ブースで2名体制で相談対応 （認知症専門相談） 毎週1回 精神科医（非常勤）と保健師で、面接または訪問により相談を行う。 荒川区認知症を支える家族の会に補助金を交付するとともに、会の運営や講座の実施にあたり、保健師を派遣して会への支援を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	1,260	1,244	1,241	1,238	1,245	1,239	1,239	
決算額（19年度は見込み）	1,252	1,220	1,204	1,206	1,228	1,107	1,239	
人件費					17,492	16,558		
【事務分担量】（%）					420	410		
合計（+）	1,252	1,220	1,204	1,206	18,720	17,665	1,239	
国（特定財源）						430	480	
都（特定財源）						215	240	
その他（特定財源）						418	466	
一般財源	1,252	1,220	1,204	1,206	18,720	16,602	53	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	相談回数（認知症）	46	46	45	46	48	43	48
	相談件数（認知症）	88	91	85	78	84	82	86

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	精神科医報酬	1,186	精神科医報酬	1,063	精神科医報酬	1,186
	一般需用費	窓口消耗品	0	窓口消耗品	2	窓口消耗品	11
	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	相談件数（認知症）	78	84	82	86	96	
	相談件数（窓口）	4,845	5,103	4,819	4,700	4,200	
	会員数	88	81	75	85	90	

（問題点・課題）	<p>1 高齢化が進展し、認知症や妄想性障害などの精神に疾患を持つ方が増加の一途をたどっている。しかしながら、区内には精神科を専門とする診療所が4か所、入院医療機関は皆無であり、非常に少ない現状である。</p> <p>2 高齢者の精神疾患は早期に発見し、適切な治療に繋げる必要があり、区が実施する専門相談は非常に重要な役割を担っている。</p> <p>3 介護サービス事業者が対応困難な事例については高齢者専門相談を利用する事例が増えている。障害者福祉課の精神保健相談・酒害相談と連携し対応している。</p> <p>4 認知症高齢者は増加しているが、会員の多くが高齢化しており、会員自身の介護予防に取り組みながら活動を行っている。</p> <p>5 介護者懇談会を行っているが、精神疾患や虐待などの事例の相談があり、来談者が専門的な助言を求めており、区に対して支援依頼があったため、懇談会の会場に向いて、区と地域包括支援センターが共同で支援する。</p> <p>6 地域包括支援センターの創設に伴い、区民への総合相談機能を基本的に移行する方向性で、区民周知と関係機関のネットワークの構築を図る。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 なし 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
単身または家族基盤が脆弱な認知症や妄想性障害のある高齢者が増加しており、相談回数の増加と相談方法について検討する	相談回数を増やし、相談体制を強化することにより、増加傾向にある相談件数に適宜対応することが出来る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	高齢者等が抱える様々な相談に適宜対応するため、高齢者に関する総合的な相談窓口を設置する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	北川 孝行	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	生活支援ヘルパー派遣事業費(16-50-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (19年度 18年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠 法令等	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 <input type="checkbox"/> 非計画 <input type="checkbox"/>
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活管理指導を行い高齢者の福祉の向上を図る。				
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身又は高齢世帯				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境改善・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護を行い、介護保険サービスに結び付ける。 				
経過	区に対する要援護高齢者の生活支援の通報は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。				
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援の通報は多く、今後も一定の需要が見込まれ事業の継続は必要である。				
実施方法	(直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/>) (直営の場合 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員 <input type="checkbox"/>)				
	対象者の調査、決定は区が行い、訪問介護（家事援助・身体介護）は委託事業者が行う。 地域割で受託（事業者は区内に事業所のある訪問介護事業者のうち福祉サービス第三者評価結果を公表している事業者） 事業者1 町屋、東尾久、西尾久、西日暮里 事業者2 南千住、荒川、東日暮里				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額						1,134	1,132
	決算額(19年度は見込み)						726	1,132
	人件費						11,102	
	【事務分担量】(%)						130	
	合計(+)	0	0	0	0	0	11,828	1,132
	国(特定財源)						0	
	都(特定財源)						0	
その他(特定財源)						40	106	
一般財源	0	0	0	0	0	11,788	1,026	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	実施件数						15	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			緊急一時の身体介護	501	緊急一時の身体介護	797
	委託料			生活環境整備・対人関係構築	225	生活環境整備・対人関係構築	335

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	実施件数			15		-	

問題点・課題	当該高齢者を支援する家族がおらず、財産管理や介護サービス契約の締結が困難である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 各区、通報事例を中心に福祉的なホームヘルプを行っている。

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
当該高齢者が成年後見制度を活用する場合の後見報酬の助成制度の創設	当該高齢者が低所得の場合も円滑に成年後見制度に移行できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	やむを得ない措置として、現状の規模で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高齢者虐待対策事業費	部課名	福祉高齢者課	課長名	黒川重夫
		担当者名	北川 孝行	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援 [02-03]			
目的	要介護高齢者虐待の防止・早期発見				
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待の防止に係る弁護士と臨床心理士の専門的相談 ・ 弁護士による紛争性と緊急性が高い成年後見の手続き対応 ・ 虐待を受けており医療が必要なケースの医療機関への緊急保護 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹型在宅介護支援センターに寄せられる相談件数が増加しており、新生プランで事業化。 ・ 平成17年11月法の成立で、区市町村の法定事務となる。 				
必要性	区市町村の法定事務である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 東京弁護士会と対応弁護士推薦の協定、医療機関に対応病床の確保				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額						7,148	6,443	
決算額（19年度は見込み）						4,559	6,443	
人件費	/	/	/	/		6,405	/	
【事務分担当】（%）	/	/	/	/		75	/	
合計（+）	0	0	0	0	0	4,559	6,443	
国（特定財源）						0		
都（特定財源）						0		
その他（特定財源）						236	1,372	
一般財源	0	0	0	0	0	4,323	5,071	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	虐待の相談件数						71	
	専門的相談・対応件数						10	
	医療保護件数						2	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			専門的相談・対応件数	442	専門的相談・対応件数	910
	一般需用費			書籍等購入	29	書籍等購入	0
	委託料			医療保護	4,088	医療保護	5,533

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	虐待の相談件数			71		-	
	専門的相談・対応件数			10		-	
	医療保護件数			2		-	

（問題点・課題）	潜在しているケースを把握できるように、関係機関と連携し相談及び通報体制を構築する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事務のため、何らかの施策は実施することが見込まれる。

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域連携推進会議（地域包括で地域住民・関係機関を招集し介護について話し合うつどい）の終了後、ケアマネ等から事例を募り関係機関で困難事例の検討会を行う。	事例検討会を開催することにより関係者の高齢者虐待に対する意識を高め、虐待ケースの早期発見を促す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	高齢者の虐待を防止するためには、個々の事例研究を進め、早期発見及び相談・支援体制を確立する必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	訪問指導事業	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川重夫
		担当者名	森 裕子	内線	2666
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	訪問指導事業費（16 35 60 01） 訪問型介護予防事業費（53 21 50 01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、	
終期設定	有 無	年度	法令等	訪問看護指導事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護予防の推進[02-02]			
目的	1 特定高齢者であって、閉じこもり・うつ・認知症等により通所型介護予防事業への参加が困難な方を対象に保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、介護予防指導や相談等を実施することによって、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図る。 2 認知症や難病その他の複雑・困難な問題を抱える世帯に保健指導を行うことで、家族の精神的安定を確保し、適切な看護方法の指導により家族の介護力を育成する。また、家族・介護者への介護予防支援も併せて行う。				
対象者等	区内在住の40歳以上の者。介護会計：9割 65歳以上 一般会計：1割 65歳未満				
内容	1 疾病の予防・介護予防に関する指導 2 生活習慣改善など健康管理上必要と認められる指導 3 家庭における療養方法・看護方法・機能訓練方法に関する指導 4 家族・介護者への支援 5 認知症や精神疾患に対する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関する指導 6 住宅改修や療養環境に関する支援・指導 7 医療機関や介護サービス事業者等関係機関との連携や調整 8 その他、諸制度活用方法等に関する指導				
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳から引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢で65歳以上は介護保険財源、65歳未満は一般会計財源となる。				
必要性	1 介護予防に重点を置いた特定高齢者に対する訪問指導が重要である。 2 高齢者人口の増加に伴い、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっている。専門的な介入・支援が必要となっている。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 訪問看護師に委託して実施する				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	21,468	15,230	15,542	15,012	14,812	16,596	21,111	
決算額（19年度は見込み）	13,823	13,558	13,190	13,406	14,679	15,196	21,111	
人件費					9,719	7,139		
【事務分担量】（%）					120	98		
合計（+）	13,823	13,558	13,190	13,406	24,398	22,335	21,111	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	13,823	13,558	13,190	13,406	24,398	22,335	21,111	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	委託訪問件数	1,401	1,370	1,302	1,323	1,478	1,547	1,800

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	医療福祉相談員1名	2,167	医療福祉相談員1名	2,167	非常勤職員2名他	4,572
	共済費	健康保険・厚生年金	255	健康保険・厚生年金	259	健康保険・厚生年金	658
	一般賃金	臨時職員	282	臨時職員	302	臨時職員	303
	旅費	特別旅費	0	特別旅費	0	特別旅費	20
	需用費	消耗品	146	消耗品	92	消耗品	153
	役務費	郵便料	0	郵便料	0	郵便料	5
	委託料	その他委託料	11,829	その他委託料	12,376	その他委託料	14,400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	訪問件数	1,323	1,478	1,547	1,800	1,800	委託件数

（問題点・課題分析）	<p>1 地域包括支援センターが行う介護予防プランとの連携を図る必要がある。</p> <p>2 虐待を含む困難事例は今後さらに増加することが予想され、専門的な介入・支援が必要であり、随時、高齢者虐待事業との連携が必要である。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 15 区 未実施 7 区）</p> <p>港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区</p>

問題点・課題の改善策検討									
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: center;">改善により期待する効果</th> </tr> <tr> <td>高齢化の進展及び特定高齢者選定・決定基準の緩和により、特定高齢者の増加が見込まれる。介護予防プランとの連携を図るため、件数増とする</td> <td>適時・適切な対応ができる</td> </tr> <tr> <td>困難事例に対応できる訪問看護師の確保と育成</td> <td>より質の高い専門的支援が可能となる</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		改善により期待する効果	高齢化の進展及び特定高齢者選定・決定基準の緩和により、特定高齢者の増加が見込まれる。介護予防プランとの連携を図るため、件数増とする	適時・適切な対応ができる	困難事例に対応できる訪問看護師の確保と育成	より質の高い専門的支援が可能となる		
	改善により期待する効果								
高齢化の進展及び特定高齢者選定・決定基準の緩和により、特定高齢者の増加が見込まれる。介護予防プランとの連携を図るため、件数増とする	適時・適切な対応ができる								
困難事例に対応できる訪問看護師の確保と育成	より質の高い専門的支援が可能となる								

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	<p>1 通所型介護予防事業への参加が困難な特定高齢者への個別対応は重要である</p> <p>2 療養環境の整備と介護力の育成を図る</p>

議（要旨）	<p>況（要旨）</p>
-------	--------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	高齢者マッサージ事業 (在宅介護者マッサージ事業)	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	古澤 文子	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	家族介護支援事業費(53-70-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (19年度 18年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 15 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者に対し、慰労の意味も含め心身のリフレッシュを図る。				
対象者等	要介護4・5の者を在宅で介護する者(主たる介護者)、ただし、長期入所・長期入院している者は除く				
内容	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者に対して無料マッサージ券を支給し、慰労の意味も含めて、心身のリフレッシュを図るためのマッサージ機会を提供する。				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者通所サービスセンターでリハビリを補完するものとして通所者を対象に実施していたが、委託料から介護報酬による運営に移行したことによりマッサージ師の派遣費用が負担となってきたため、在宅高齢者通所サービスセンターとしては収束する方向であったものを15年度から区が引き継いで実施するに至った。 ・平成16年度から社会福祉協議会で実施しているマッサージ事業と調整を図り利用者負担を導入 ・17年度から、社会福祉協議会がひろば館を会場として実施しているマッサージ事業と現行の通所SCで実施しているマッサージ事業を廃止・再編する。 				
必要性	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者に対して無料マッサージ券を支給し、慰労の意味も含めて、心身のリフレッシュを図るためのマッサージ機会を提供する。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 荒川区マッサージ師会とマッサージ師の派遣契約を締結し(1回5,000円、実績払い)、利用者の希望に応じて自宅を訪問し、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券(1人年2枚)と引き換えにマッサージを行う。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額				1,794	4,209	4,208	4,210	
決算額(19年度は見込み)				1,318	445	2,042	4,210	
人件費					3,017	1,708		
【事務分担量】(%)					55	20		
合計(+)	0	0	0	1,318	3,462	3,750	4,210	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	1,318	3,462	3,750	4,210	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	延べ利用者数				659	89	390	800

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	一般需用費	消耗品	0	消耗品	6	消耗品	31
		印刷製本	0	印刷製本	0	印刷製本	23
	役務費	郵便料	0	郵便料	0	郵便料	156
	委託料	マッサージ委託	445	マッサージ委託	1,950	マッサージ委託	4,000
	使用料賃			寝具	86		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	延べ利用者数	659	89	390	800	-	

（問題点・課題）	平成17年度より、従来の方法とは異なるやり方をしたため、まだ定着していない。
他区の実況	（実施区 未実施区） 多くは老人福祉センター等で実施 目黒、豊島

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区報、HP等より工夫をし広く周知を図る	より多くの在宅で高齢者を介護している家族等の介護者に対し心身のリフレッシュを図ることができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する。

議会議決要旨	
--------	--